

岩手県企業局管理規程第1号

企業局企業職員就業規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年3月31日

岩手県企業局長 邨野善義

企業局企業職員就業規則の一部を改正する規則

企業局企業職員就業規則（昭和43年岩手県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与)</p> <p>第14条 職員に対しては、その職務と責任に応じて、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第32号）及び企業局企業職員給与規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第12号）の定めるところにより、給料及び手当（給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、<u>調整手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当）が支給される</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(給与)</p> <p>第14条 職員に対しては、その職務と責任に応じて、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和35年岩手県条例第32号）及び企業局企業職員給与規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第12号）の定めるところにより、給料及び手当（給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当）が支給される</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、18年4月1日から施行する。